

美化推進地域・喫煙制限区域において 命令違反者に対し 2万円以下の過料(罰則)が 科せられます!!

松江市では、市民や事業者の皆さんと行政が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため「松江市きれいなまちづくり条例」を施行しました。

この条例は、快適な生活環境の確保を図るという観点から松江市全域の公共の場所において「たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置、歩きたばこ」の4つの行為を禁止します。

空き缶・たばこなどの投げ捨て

屋外で出たごみは、自分の責任で持ち帰るか、ごみ箱に入れましょう。



歩きたばこ

屋外で喫煙しようとするときは、灰皿が設置してある場所か、もしくは、携帯灰皿を利用して立ち止まって吸いましょう。



落書き

まちの美観を損ねるだけでなく、迷惑になるのでやめましょう。



飼い犬のふんの放置

飼い犬を散歩させるときは、ふんを回収するための用具を使用し、ふんを持ち帰りましょう。





朝日町JR松江駅周辺
平成18年10月1日地域指定



北堀町塩見繩手周辺
平成18年10月1日地域指定



美保関町青石置通り周辺
平成19年6月1日地域指定



内中原町ヘルンの道周辺
平成20年11月1日地域指定



上乃木けやき通り周辺
平成20年11月1日地域指定



白潟地区宍道湖公園線通り周辺
平成22年3月1日地域指定



宍道町JR宍道駅・八雲本陣周辺
平成23年6月1日地域指定



浜乃木JR乃木駅周辺
平成23年6月1日地域指定



佐草町八重垣神社周辺
平成24年10月1日地域指定



鹿島町佐太神社周辺
平成27年4月1日地域指定



八雲町熊野大社周辺
平成27年10月1日地域指定

■ 美化推進地域
■ 嘸煙制限区域



詳しくは松江市ホームページをご覧ください。

『松江市きれいなまちづくり条例』のポイント

| 区域 | 禁止行為 | 違反者に対する罰則など |
|-----------------|--|--|
| 市内全域 (公共の場所) | ●空き缶・たばこなど※1の投げ捨て ●歩行中の喫煙(努力義務)※2 ●落書き ●飼い犬のふんの放置 | 指導・勧告・公表 (勧告に従っていない場合、氏名等を公表する。) |
| 美化推進 地域※3 | ●空き缶・たばこなどの投げ捨て ●落書き ●飼い犬のふんの放置 | 命令違反者に対して 2万円以下の過料 |
| 喫煙制限 区域※4 | ●吸い殻入れが設置されていない 場所での喫煙 | |

※1「空き缶・たばこなど」とは
空き缶やペットボトル等の容器、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くず、その他投棄されることによってごみの散乱の原因となるもの。

※2「歩行中の喫煙(努力義務)」とは
屋外において喫煙をすることは、吸い殻入れが設置してある場所か、もしくは、携帯灰皿を利用して、歩行喫煙をしないよう努めなければならない。

※3「美化推進地域」とは
市内の公共の場所において、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域。

※4「喫煙制限区域」とは
美化推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域。